

平成25年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成25年9月3日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第46号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第6 議案第47号 瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例について
- 日程第7 議案第48号 瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第49号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第50号 平成24年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第51号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第52号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第53号 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第54号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第55号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第56号 平成24年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第57号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第58号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第59号 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第60号 平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第61号 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第62号 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第63号 平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第64号 市道路線の認定について
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 もとす広域連合議会議員の選挙

○ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 本日の会議に出席した議員

1 番	堀	武	2 番	くまがいさちこ
3 番	西 岡	一 成	4 番	庄 田 昭 人
5 番	森	治 久	6 番	棚 橋 敏 明
7 番	広 瀬	武 雄	8 番	松 野 藤四郎
9 番	広 瀬	捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村	孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井	千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬	時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川	睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○ 本日の会議に欠席した議員（なし）

○ 欠員（１名）

○ 本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
代表監査委員	井 上 和 子	監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治

○ 本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

開会及び開議の宣告

- 議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（星川睦枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号4番 庄田昭人君と5番 森治久君を指名します。

日程第2 会期の決定

- 議長（星川睦枝君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間に決定しました。
-

日程第3 諸般の報告

- 議長（星川睦枝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6件報告します。

まず4件について、議会事務局長より報告させます。

- 議会事務局長（田宮康弘君） 皆さん、おはようございます。

議長にかわりまして、4件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成25年6月分が実施されました。いずれも現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。

2件目は、県市議会議長会関係の報告です。

7月2日に第270回岐阜県市議会議長会議が岐阜市で開催され、議長・副議長と私の3人が出席しました。会議では、平成25年2月1日から平成25年7月1日までの会務報告の後、平成

24年度決算の認定など7議案が審議され、いずれも原案のとおり可決、または認定されました。
なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、2月に大垣市で開催される予定です。

3件目は、岐阜県市町村退職手当組合議会の結果報告です。

7月30日に同組合の平成25年第2回定例会が開催されました。本組合議会の議長及び副議長が欠員となったため、組合議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、飛騨市議会議長の内海良郎氏が組合議長に、岐阜県町村議会議長会長、大野町ですけれども、中川仁志氏が組合副議長に当選されました。

また、任期満了に伴い、副組合長の選挙も行われ、笠松町長の広江正明氏が当選されました。組合長から提出された議案は、平成24年度決算の認定を求めるものと、監査委員の選任同意についての2件でした。

監査委員の選任同意につきましては、現在欠員となっている監査委員に神戸町長の谷村成基氏を選任するため議会の同意を求められたものでございます。

これら2議案は、いずれも原案のとおり認定、同意されました。

最後に、諮問のあった退職手当に関する異議申し立てについて、棄却することが適当であるとして答申することに決定しました。

4件目は、議員派遣の結果報告です。

さきの議会で議決されたとおり、8月27、28日、議員17名が山梨県南アルプス市と東京都瑞穂町議会へ行政視察に行きました。初日の南アルプス市の研修では、櫛形総合公園内の第3種公認陸上競技場等の視察を行い、建設部都市計画課より南アルプス市都市公園施設ネーミングライツについて、総務部危機管理室からは防災・減災対策についての説明を受けました。翌日28日の瑞穂町では、みずほりサイクルプラザ、みずほエコパークなどの施設を視察し、町の施設、耕心館で歓迎会など、手厚いおもてなしを受け、瑞穂町議員・職員と交流を深めました。

以上でございます。

○議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

5件目は、平成25年第2回もとす広域連合議会臨時会について、棚橋敏明君から報告を願います。

6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） おはようございます。

議席番号6番 棚橋敏明です。

議長より御指名をいただきましたので、平成25年第2回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告いたします。

第2回臨時会については、7月1日に1日間の会期で開催されました。今臨時会に広域連合長から提出された議案は6件です。内訳として、専決処分の承認を求めるもの1件、もとす広

域連合広域計画の変更を行うもの 1 件、条例の一部改正 3 件、補正予算 1 件でした。

専決処分の承認については、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成25年 3 月 1 日からの施行に伴うもので、本会議において公聴会に参加した者及び出頭した参考人の旅費規定の整備を行うものでした。

もとす広域連合広域計画（第 3 期）の変更については、この広域計画の期間は平成23年度から27年度までの 5 年間となっていますが、今回、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、平成25年 4 月から、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に法律名が改正されたこと及び療育医療施設幼児療育センターの根拠法が児童福祉法に移行されたことに伴い、それぞれの関連する部分について見直しを行うものでした。

条例の一部改正の要旨としては、初めに、もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 3 条において規定される地方自治法の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を創設するための条例の改正を行うものでした。

次に、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について及びもとす広域連合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金の割合について見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでした。

最後に、補正予算について、もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算につきましては、当初の歳入歳出予算の総額に、それぞれ250万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 9 億 940万円とするものでした。

内容につきましては、特別養護老人ホームの空調設備 3 台のうち 1 台が故障し、作動しなくなってしまったため、応急処置として中古の代替品を設置して修繕整備するための費用でした。

なお、この財源につきましては、老人福祉施設財政調整基金繰入金から250万円を繰り入れて、財源を確保したとのことでした。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、平成25年第 2 回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、これらの臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんくださいませ。

○議長（星川睦枝君） ありがとうございました。

6 件目は、平成25年度市議会議員短期研修について、古川貴敏君から報告願います。

10番 古川貴敏君。

○ 10 番（古川貴敏君） おはようございます。

議席番号10番 古川貴敏。

議長より指名をいただきましたので、平成25年度市町村議会議員短期研修について、参加者7名を代表しまして、個人的な感想を交えながら御報告いたします。

受講した研修は、「自治体決算を考える～決算審査の新しいアプローチ」をテーマとした人気の高い研修であり、第2回目の開催ながら受講者は抽せんにより選ばれています。

本研修は、平成25年7月4日と5日、滋賀県大津市の財団法人全国市町村国際文化研究所で行われ、2日間を通して関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科の稲沢克祐教授により講義が行われました。

1日目は、決算の意義と審査のポイントと決算審査の実践の講義があり、最初に自治体の環境変化に視点を置いたストックサイクルの話がありました。いわゆる、自治体の持つ資源である人、物、金のことであります。

このストックサイクルは、その環境変化に影響を受けやすく、今後の人口の減少、施設の老朽化、増大する借金といった大きな負担があることを前提として理解した上で、自治体運営に当たらなければならないという内容でした。

このストックサイクルについては、秩父市を事例として講義が進められましたが、当市においても庁舎や学校、生涯学習施設等の老朽化による更新、また合併算定がえによる平成31年度からの地方交付税の減額などが控えており、まさに身近な問題であると感じずにはいられませんでした。

次に、自治体決算の基礎や法定書類の用語基礎知識、さらには決算統計の分析へと講義が進められました。その中で、決算から予算を連続的に考えることが大切との話がありました。これは、前年度の決算を審査、評価し、その結果を翌年度の予算に反映させることが重要であるとのことでした。決算から予算編成を行うまでの短いスケジュールの間に、いかに早く行政に反映させられるかは、今後の検討課題であると強く感じ、また議員としての役割を認識させられる内容でもありました。

そのほか、決算審査のポイントとして、税の徴収率の重要性、物件費・委託費も含めた人件費のチェック、財政分析における類似団体との比較等の説明があり、1日目の最後には財政分析の視点を養うための演習が行われました。この演習は、講義内容の理解度の確認の意味合いも含まれており、臨席の人と相談をしながら進める方法で行われましたが、私の場合、隣の方とうまくかみ合わず、演習の前に議員としてのコミュニケーション能力を養う必要があると痛感した次第であります。

2日目は、午前に決算審査の新しいアプローチ、午後にバランスシート等行政評価を用いた決算審査の実践というプログラムで講義が行われました。

行政評価においては、業績を数値化する定量的評価と、妥当性、効率性、有効性といった数値化しにくいものを評価する定性的評価があるとの説明がありました。PDCAサイクルにて行われている事務事業の中で、その評価に当たり、特にそのチェック機能における定性的評価については、評価視点や照合方法、さらには事業の適正性への判断といった内容に時間をかけて説明が行われました。

当市の場合、政策・施策評価は市長のマニフェスト進捗状況等でなされ、議会にも報告されておりますが、この事務事業評価は行われていません。この事務事業への評価は、事業の方向性を決める有効な取り組みではありますが、職員は削減され、事務量は増大するというギャップが生じる中で、今後どのように進めるかは十分に検討する必要があるものと感じました。

最後の講義は、公会計制度改革の理解についてでした。

自治体の会計は、現金主義である単式簿記から、説明責任を果たすための発生主義である複式簿記に移行すべきであるとの話の後、芦屋市の財務諸表等を参照にしながら、貸借対照表を中心に公会計制度の説明がありました。資産、投資、負債等について、その分析の視点を交えながら講義が行われましたが、その中では、特に債権回収や債権管理の一元化について、力を入れて説明をされていたのが印象的でした。

当市の場合、複式簿記による財務4表は作成されていますので、今後はそれをいかに決算審査に反映させるか、その取り組みが必要であると感じました。また、債権回収や債権管理の一元化については、既に収納プロジェクトチームが設置されており、その成果についても聞いておるところでございます。

全ての講義が終わり、幾つかの質疑応答が行われて、2日間にわたる研修が終了いたしました。延べ9時間にわたる講義でしたが、時間が短く感じられる有意義な研修でした。また、財政に対する基礎知識が乏しい自分を恥じ入る研修でもありましたが、この研修で得た知識を無駄にしない取り組みが、市民の代表である議員の努めであるものと強く感じています。

以上、簡単ではありますが、研修の参加議員代表としての報告とさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） ありがとうございました。

以上、報告した6件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星川睦枝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

堀市長。

○市長（堀 孝正君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

今回は5件ございます。

初めに、平成25年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告します。

平成25年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る8月19日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告をいたします。

議案は2件であり、概要は次のとおりであります。

議案第8号平成25年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39億1,422万9,000円を追加し、総額2,244億5,017万円とするものであります。

歳入の主なものは、平成24年度決算額確定に伴う繰越金38億575万3,000円、過年度精算に係る市町村支出金1億242万3,000円などであります。

歳出の主なものは、精算に伴う諸支出金39億1,422万9,000円であります。

議案第8号に対する質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成24年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計につきましては、歳入総額2億8,102万4,000円、歳出総額2億4,284万8,000円で、差引残額は3,817万6,000円となりました。

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金2億549万円などであります。

歳出の主なものは、総務費2億1,538万円などであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2,134億5,398万2,000円、歳出総額が2,061億5,591万7,000円で、差引残額は72億9,806万5,000円となりました。

歳入の主なものは、市町村支出金355億4,920万2,000円、支払基金交付金が850億176万2,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費2,031億1,543万4,000円、基金積立金14億6,980万6,000円などであります。

議案第9号に対する質疑はありましたが、討論はなく、賛成多数で認定されました。

最後に、請願第1号についてであります。

全日本年金者組合岐阜県本部執行委員長より、岐阜県後期高齢者医療保険料の引き上げをしないことなどを求める請願書が提出されましたので、請願第1号として審議されました。

請願に対する賛成討論がありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択となりました。

詳細については、市民部医療保険課に資料が保管されていますので、ごらんいただければと

思います。

次に、財政の健全化に関する報告を、一括して報告申し上げます。

報告第7号平成24年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告について、報告第8号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第9号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第10号平成24年度瑞穂市水道事業会計資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、瑞穂市の平成24年度決算に基づき算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率はいずれも発生しておりませんでした。

実質公債費比率につきましては、前年度より0.7ポイント減の3.0%となりました。よって、ここに監査委員の意見を付して報告をします。

以上、5件の行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（星川睦枝君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第46号から日程第23 議案第64号までについて（提案説明）

○議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第46号人権擁護委員の候補者の推薦についてから、日程第23、議案第64号市道路線の認定についてまで一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

堀市長。

○市長（堀 孝正君） ことは、酷暑とはこういうものかと感じる毎日が続いておりました。9月に入り、ようやく秋の気配が漂い始めてまいりました。まずは議員各位、市民の皆様におかれましては、残暑お見舞いを申し上げます。

さて、本日、平成25年第3回瑞穂市市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げたいと思います。議会の開催に当たりまして、市政への所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

国政は、さきの参議院選挙で、いわゆるねじれ国会を解消した安倍政権がアベノミクス、TPP交渉等の政策を推進しておりますが、その効果は今後の展開を見守るという段階であり、地方財政への恩恵はまだ見えておりません。その反面、新第3次一括法成立に伴うさらなる地方への権限移譲、番号関連4法成立に伴う社会保障税番号制度の導入と、地方が担う役割はますます重要となるにもかかわらず、地方の財政事情は十分とは言いがたく、このままではますます地方が疲弊していくのを懸念する次第であります。

一方では、市内に目を向けますと、冒頭に述べましたとおり、例年になく暑かったことしの夏、各地区で催されました多彩な行事は、その暑さを吹き飛ばすほどの熱気にあふれており、

合併10周年を節目に新たな一步を踏み出した瑞穂市の飛躍を予感させてくれるようで、実に頼もしく感じた次第であります。

その中で、この夏の特徴的な2つの出来事を報告させていただきます。

1件目は、去る7月18日から25日にかけてまいりましたスリランカとの国際交流であります。御承知のとおり、スリランカは第2次世界大戦を終結させた1951年、昭和26年9月のサンフランシスコ講和条約で、後のスリランカ大統領、ジャヤワルダナ氏の「憎しみは憎しみによってやまず、ただ愛によってのみやむ」の演説によって、旧ソビエト連邦の日本5分割統治案に反対し、連合国の対日賠償を放棄させて、戦後日本の国際社会復帰の道筋をつくった、日本にとっては大恩ある国であります。そのスリランカとは、日本スリランカ友好団体を經由して、多くの自治体が現地で必要とされている消防車等の物品を寄贈しており、ことしは岐阜市がパッカー車1台、一宮市が消防車2台、瑞穂市は市民の皆様から寄せられたピアノ140台を寄贈しましたが、岐阜市消防との事務委託の関係で瑞穂市に現地に赴く依頼がありましたので、急遽有志を募りまして、瑞穂市スリランカ親善訪問団を結成して出かけてまいりました。

現地では、国旗掲揚、国歌斉唱の厳粛な中で贈呈式がとり行われ、さらにはラジャパクサ大統領との会談が設けられると、国賓並みの歓迎を受けたことに大変驚き、感銘を受けました。

無事責務を果たすことができ、スリランカ国に大変喜ばれ、両国のさらなる友好が深まることを願い、帰国をしてきた次第であります。

2件目は、ピースメッセンジャー、非核平和コンサートであります。

非核平和都市宣言4年目となることは、当市の恒久平和を願う思いを市内の中学生14名にピースメッセンジャーとして託し、去る8月6日から8日にかけて長崎市へ届けていただき、8月11日の非核平和コンサートでは、その生徒たちからの決意のこもった報告と、市民有志、女優の紺野美沙子さんを招いての朗読で、平和のとうとさを市民に訴えました。

また、同日に開催した資料展では、市民の皆様からお借りした貴重な戦時品や写真が薄れゆく戦争の記憶と悲惨さを訴えており、過去の過ちを二度と繰り返さないと強く誓った次第であります。

さて、今回上程します議案は、人事案件が1件、条例の改正及び廃止に関する案件が3件、決算の認定に関する案件が7件、補正予算に関する案件が7件、市道路線の認定に関する案件が1件の合計19件であります。

特に、今回の議案では平成24年度決算が出そろい、市財政の状況が明らかになりましたので、総括しますと、私のマニフェスト「人と自然に優しい災害に強いまちづくり」を着実に推進しつつ、収支バランスの均衡に留意した堅実な財政運営を示すことができたと考えております。

昨年度は、治水事業として別府排水機場を整備、公園整備では、市民の憩いの場及び災害時

の一時避難場所となる公園を計画的に整備しております。また、リニューアルした生津スポーツ広場では、テニスコート 8 面、野球場、サッカー場等の多目的グラウンドを整備して、体育施設の充実を図ることができました。

こうした事業執行により、実質収支は全会計が黒字であり、財政力指数は0.78と前年度より0.02ポイント落ち込んだものの、経常収支比率は81.7と前年度より0.7ポイント、実質公債費比率は3.0と前年度より0.7ポイントそれぞれ改善されたほか、地方債現在高は前年度より0.8%減、基金現在高は前年度より1.6%増と高い健全性を示すことができました。今後も引き続き健全財政を維持していく所存ですので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。

それでは順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第46号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

平成25年12月31日に任期満了となる人権擁護委員 北川けい子氏、説田豊氏について、引き続き両氏を候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第47号瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例についてであります。

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会へ委託している通所介護事業等については、旧穂積町時代の平成 6 年度より行ってまいりました。

しかしながら、平成12年度の介護保険法施行以来、制度環境も大きく変化したところから、この事業を検証し、本事業を廃止すべく市条例を廃止するものであります。

次に、議案第48号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市火葬場の使用者となる市民の定義及び使用の許可における「死亡時に本市の市民でなかった者」で、「市長がやむを得ないと認める場合の市民以外」を、よりわかりやすく表記するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、文言整理のため市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第50号平成24年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

後ほど、代表監査委員より詳しく報告がありますので、私からは概略的なことを説明させていただきます。

歳入総額162億4,458万円、歳出総額153億9,772万2,000円、差引残額 8 億4,685万8,000円のところ、継続費逡次繰り越し等、翌年度へ繰り越すべき財源 1 億7,586万7,000円を除くと、実質収支額は 6 億7,099万1,000円となりました。

歳入では、主要財源である市税が、前年度より1,288万5,000円増の64億2,703万2,000円とな

ったほか、地方交付税が過去最大の26億4,162万6,000円となりました。

次に、歳出では、健全財政維持の観点から基金積立費 7 億5,728万5,000円、公債費繰り上げ償還 2 億1,048万8,000円を執行し、基盤整備では南保育・教育センター等の保育所施設、環状道路等の道路改良、牛牧中尾公園等の都市公園、別府排水機場、穂積中学校テニスコート等の学校施設、生津スポーツ広場整備等に22億2,046万9,000円執行したほか、継続事業の合併10周年記念事業費に1,514万3,000円、ぎふ清流国体・清流大会費に5,767万円を執行いたしました。

次に、議案第51号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額47億7,668万円、歳出総額44億8,564万4,000円、差引残額で 2 億9,103万5,000円となりました。

歳入の主なものは、保険税12億4,747万4,000円、国庫支出金10億5,113万8,000円、前期高齢者交付金 8 億8,507万3,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費30億754万4,000円、後期高齢者支援金等 6 億4,222万9,000円、共同事業拠出金 4 億3,477万5,000円などであります。

平成24年度末の被保険者数は、前年度より208人増の 1 万2,820人と、ほぼ横ばい状態ですが、一方では、65歳から74歳までの被保険者の高齢化率が 3 割を超え、1 人当たりの医療費が増加したことが懸念されますが、今後とも安定した保険事業運営を行うため、未納者対策、医療給付費の適正化を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、議案第52号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 3 億5,853万2,000円、歳出総額 3 億5,461万円で、差引残額392万2,000円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 2 億7,113万4,000円などであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合の納付金として 3 億3,424万3,000円などあります。

被保険者数は今後も増加が見込まれ、市としては、岐阜県後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、適切な事務運営に努めてまいります。

次に、議案第53号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 2 億8,303万6,000円、歳出総額が 2 億7,990万4,000円、差引残額313万2,000円となりました。

平成24年度の給食人員は 1 日当たり6,664人で、小・中学校において200日間の調理を実施しました。

次に、議案第54号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 1 億6,765万2,000円、歳出総額 1 億6,040万5,000円で、差引残額は724万7,000円となりました。

歳入の主なものは、分担金259万2,000円、下水道使用料5,428万3,000円などであります。

歳出の主なものは、施設管理費3,376万5,000円、公債費償還金 1 億1,522万1,000円などあります。

次に、議案第55号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額2,474万6,000円、歳出総額2,268万4,000円で、差引残額は206万2,000円となりました。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料712万6,000円などあります。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費1,177万3,000円、公債費の償還金として1,091万1,000円であります。

次に、議案第56号平成24年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

平成24年度の決算は、収益的収入及び支出において、収入総額 4 億6,442万9,000円、支出総額 3 億9,219万8,000円となりました。

損益については、純利益6,385万1,000円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせた当年度未処分利益剰余金は6,433万7,000円で、その処分案は、減債積立金600万円、建設改良積立金5,800万円、翌年度繰越利益剰余金は33万7,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出においては、収入総額6,345万3,000円、支出総額 2 億6,946万円であります。

次に、議案第57号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億3,822万9,000円を追加し、総額164億6,082万7,000円とするものであります。また、地方債の補正において 2 件の起債額を変更するものであります。

今回の補正では、前年度決算額確定に伴う剰余金の繰り越し、増額となる市税、地方交付税等の一般財源を活用し、予算を編成しました。

歳出の主なものは、総務費で、公共施設整備基金に 4 億9,000万円を積み立て、下水道事業対策基金に 1 億5,000万円の積み立てを計上しました。

土木費では、市道 4 - 3 - 295号線（穂積地内）等の道路改良費に5,213万2,000円、宝江村東排水路等の河川改良費に3,636万2,000円、（仮称）本田八束田土地区画整理事業の基本調査に1,021万1,000円を計上いたしております。

教育費では、教育支援センターの借地取得に4,889万8,000円、（仮称）大月運動公園の借地取得に追加分として2,782万4,000円を計上しました。

また、公債費では、健全財政維持を図る繰り上げ償還費 1 億8,509万4,000円を計上しました。

歳入の主なものは、市税の市民税7,800万円、固定資産税4,500万円を増額、地方交付税で 2 億7,770万7,000円、前年度繰越金で 4 億2,099万1,000円を増額したほか、減債基金を 1 億8,500万円繰り入れ、繰り上げ償還の財源といたしました。

地方債の補正では、地方道整備事業債2,700万円、臨時財政対策債2,800万円を増額するものであります。

次に、議案第58号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億5,524万4,000円を追加し、総額49億2,509万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金を 2 億6,103万4,000円増額し、本算定に伴い減額となる国民健康保険税を3,185万円減額するものなどであります。

歳出の主なものは、保険給付費9,630万円、基金積立金 1 億9,413万円、諸支出金4,235万5,000円などであります。

今年度の国保運営状況は、保険税が若干減額となるものの、繰越金を活用して、保険給付費、後期高齢者支援金等に充てながら、可能な限り基金に積み立てていきたいと考えております。

次に、議案第59号でございます平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ417万1,000円を追加し、総額 3 億7,576万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金392万1,000円などであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金392万1,000円などであります。

次に、議案第60号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ862万4,000円を減額し、総額 2 億8,895万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金の増額及び給食費負担金の減額であり、歳出の主なものは、給食予定計画人員の減による賄い材料代の減額であります。

次に、議案第61号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ131万2,000円を減額し、総額 1 億9,317万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金を424万7,000円増額し、一般会計繰入金を555万9,000円減

額するものであります。

歳出の主なものは、総務管理費を131万2,000円減額するものであります。

次に、議案第62号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、総額2,988万6,000円とするものであります。

主な内容は、前年度繰越金を106万2,000円増額し、一般会計繰入金を105万3,000円減額するものであります。

次に、議案第63号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的収支において、支出を3,658万3,000円増額し、総額4億8,665万円とするものであります。

また、資本的収支において、収入を558万6,000円増額し、総額6,929万5,000円とする一方、支出を1億2,561万円増額し、総額5億1,162万7,000円とするものであります。

最後になりました、議案第64号市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定によって、市道認定するのは1路線であります。

内訳は、主要地方道岐阜県南大野線バイパスに伴う側道路線の認定であります。

以上、19件の提出議案につきまして、概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 井上和子君。

○代表監査委員（井上和子君） おはようございます。

それでは、監査委員を代表いたしまして、審査結果について御報告申し上げます。

決算審査の対象は、平成24年度一般会計と5つの特別会計、財産に関する調書、基金運用状況、公営企業としての水道事業会計の合計9部門でございます。

審査の期間は平成25年6月17日から8月26日までの間、決算書に基づき担当部課等から決算審査資料を求めるとともに、例月出納検査や定例監査等の結果と合わせまして、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査をいたしました。

審査の結果は、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書等、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し、最終的に正確であるものと認められました。

また、予算執行の状況は、一部予算執行科目が適切でないと思われるものもありましたが、

おおむね全般にわたり適正に執行されていると認めます。

財産及び基金の管理状況は、関係諸帳簿と符合し、いずれも正確であると認めます。

それでは、意見書に沿って御報告させていただきますが、先ほど、市長の議案説明では概略的なことを説明ということでございましたので、少しお時間を頂戴して、要点を絞りまして、簡潔に御説明申し上げます。詳細につきましては、意見書をごらんいただければと思います。

一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、分厚いほうでございますが、2ページを開いてください。

決算の概要でございますが、まず一般会計・特別会計を合わせた歳入総額は218億5,522万6,512円、歳出総額は207億96万9,026円、差し引き11億5,425万7,486円の黒字となっております。前年度と比較しますと、一般会計は歳入歳出とも減少し、特別会計は歳入歳出とも増加しています。収入未済額は前年度より1,296万円増加し6億7,446万円、不納欠損額は前年度より4,191万円減少し7,705万円となっております。収入未済額の増加は、固定資産税2,184万円と学校給食225万円であり、不納欠損額の減少は、国民健康保険税4,034万円と学校給食291万円によるものであります。

合併10周年を迎え、地方交付税交付金の算定基準が見直され、今後も歳入の増額が見込めない状況にあり、自主財源をいかに確保するかが最も重要と考えます。そこで、収入につきましては、以下、自主財源に的を絞って述べさせていただきます。

5ページへ進んでください。

一般会計歳入につきましては、市税など、いわゆる自主財源収入は90億9,297万円で、財政基盤の強さを示す自主財源の構成比率は56.0%、前年度比2.0%増加でございます。これは市税が0.2%の微増となりましたが、基金からの繰入金ですが449.6%、財産収入が142.5%と大きく増加したことによるものです。

また、次のページの地方交付税や市債など依存財源の構成比率は44.0%で、地方特例交付金と市債の減少により前年度を下回る収入となりました。

自主財源の推移表をごらんください。

構成比率2.0%の増加は、市債を発行せず、基金を取り崩して事業を執行したことによるものにすぎません。

8ページへ進んでください。

市税についてでございますが、収入総額は64億2,703万円で、一般会計歳入総額の39.6%を占め、自主財源の基幹をなしております。しかし、固定資産税が前年度に比較して1億5,198万円と大きく減少しました。

9ページへ進んでください。

収納関係についてでございますが、不納欠損額は2,585万円で、前年度より262万円増加いた

しました。収入未済額は2億9,540万円で、前年度より1,760万円増加し、膨大な額であります。特に固定資産税においては、年々収納率が低下している現状を鑑み、現徴収体制を見直す等早急に検討し、収入未済額の解消に努められることを強く要望します。

16ページへ進んでください。

分担金及び負担金でございますが、収入未済額は828万円で、そのうち保育料が750万円、前年度と比較いたしますと24万円増加しております。児童手当からの天引きを実施されたにもかかわらず、現年度分の収入未済額が増加したことになります。不納欠損額は、全て保育所で78万円、前年度と比較しますと51万円減少しておりますが、今後も不納欠損額を最小限にとどめるとともに、収納未済額の解消に向け、幼稚園保育料、学校給食費を含め教育委員会全体で取り組んでいただきたい。

続いて、17ページの使用料及び手数料でございますが、収入未済額が202万円で、前年度より38万円減少しております。収入未済額は年々減少しており、過年度分の内訳はごらんのとおりです。住宅使用料については、職員一丸となって対処された結果、現年度分の収入未済額は発生しておりません。他の使用料等につきましても、住宅使用料と同じように現年分が発生しないように努力をお願いいたします。

続きまして、21ページの繰入金についてでございますが、6億825万円で、前年度に比較いたしますと4億9,757万円増加いたしました。この主な要因は、減債基金繰入金、公共施設整備基金繰入金であります。

22ページへ進んでください。

諸収入についてでございますが、5億6,095万円で、前年度に比較いたしますと3,380万円減少しております。収入未済額は208万円あり、解消になお一層努力願います。中でも民生費雑入206万円のうち、生活保護法第78条の規定による返還金134万円については、平成18年度から発生したもので年々増加しております。常にどのように収納対策をするのか検討し、回収に努めていただきたい。

以上、自主財源の確保には、とにかく収入未済額、不納欠損額を削減することが重要で、強く要望しているところですが、基幹をなす市税において収入未済額の増加となってしまいました。税務課が一丸となって滞納整理に当たり、収入未済額の解消に努められたい。さらに財産の有効活用、とりわけ普通財産の未利用地の活用についても検討され、収入確保につながることを望みます。

続きまして、24ページからの一般会計歳出についてでございますが、歳出の款別決算額の構成比率は、前年度と同じ科目が上位を占め、節別では扶助費が最上位で、委託料、負担金補助及び交付金の順となっています。

25ページからは、各款ごとに前年度対比で記載しております。また、議会費、労働費以外は、

目別支出済み額及び主な事業についても前年度対比を交え明記いたしております。御一読ください。

当市は、都市化が進行しており、住民ニーズによる生活環境、公共施設整備への要望がますます多くなると思われます。限られた財源の中で何を優先すべきか、中・長期計画により十分な投資効果が発揮され、不要な投資がされないことを望みます。

当市の人口は、平成25年3月末日には5万2,453人、前年比370人増でございます。今後も増加が見込まれます。昨年度に比較すると、75歳以上の人口は210人増の4,079人、15歳以下の人口は59人増の9,292人となり、老人福祉費、福祉医療費の増嵩は避けられない状況にあり、また生活保護費も年々増嵩しています。福祉施策の充実や生活関連社会基盤の整備、教育施設の整備・充実、災害に強い安全なまちづくり、下水道推進を含めた環境の保全、あるいは地域経済の活性化等々、さまざまな分野における重要な政策課題に係る財政需要の増大が予想されます。この状況を踏まえた事務事業の見直し、今後の市債の償還等、この先を見越した企画立案をされ、中・長期的な視野に立った財政基盤及び運営に当たっていただきたい。

続きまして、特別会計へ移ります。

49ページへ進んでください。

国民健康保険事業特別会計についてでございますが、前年度に比較いたしますと、歳入は2億2,875万円の増加で、この主なものは県支出金、各交付金であり、歳出は2億3,280万円の増加で、この主なものは保険給付費、後期高齢者支援金等共同事業拠出金であります。不納欠損額は5,017万円で、前年度に比較すると4,034万円と大きく減少しております。収納率は75.5%で、前年度より1.7%増加、収入未済額は675万円減少し、3億5,579万円となりました。市税等収納対策推進プロジェクトチームの充実強化による成果が出てきております。今後とも、収入未済額の早期解消と不納欠損額の縮小に一層努力されることを期待します。

51ページの推移表をごらんください。

保険給付費は年々増加し、本年度は前年度比3.5%、後期高齢者支援金等介護納付金も12%以上の増加となっております。前年度医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の税率と限度額の見直し、引き上げがされたところでありますが、このままでは、またすぐ保険税の値上げということが危惧されます。今後とも保険給付費の抑制に鋭意努力されることはもちろんのこと、近い将来、受益者負担ということも検討する必要があると思われます。刻々と変わる保険制度ではありますが、動向を注視しつつ検証を重ねながら、当市の国民健康保険制度において中・長期的に安定した運営を図られるよう検討いただきたい。

52ページへ進んでください。

後期高齢者医療事業特別会計についてでございますが、前年度に比較いたしますと、歳入2,246万円、歳出2,169万円の増加となっています。保険料収入は2億7,113万円で、前年度よ

り1,589万増加しており、収納率は99.4%となっています。収入未済額は144万円であり、不納欠損額は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険料は2年で消滅時効となりますが、前年度を54万円下回る23万円の処理が行われました。急速に高齢化が進む中で、安定した医療の提供は必要不可欠であり、医療費の増嵩は必要であります。当事業の安定した運営のためには、積極的な予防事業への取り組みによる医療費の抑制を今以上に努めていただきたい。

53ページの学校給食事業特別会計についてでございますが、前年度に比較いたしますと、歳入543万円、歳出377万円の増加となり、また給食実施延べ食数は131万9,767食であります。給食費の収納率は、督促状の発送、納付相談等未納対策がとられたことにより、96.9%と前年度より0.3%上昇しております。しかし、現年度の収納率は0.1%下回り、収入未済額も増加しております。不納欠損額については、督促状の発送により本年度は時効消滅の処理が発生せず、翌年度以降に繰り越しされたと言えます。結果、収入未済額は、前年度より225万円増加し916万円となりました。教育の一環である学校給食としては、停止させることは現実的に不可能である以上、収入未済額の解消と不納欠損の縮小に教育委員会全体で取り組み、計画的に実施する等一層の充実強化を図り、収入確保に努めていただきたい。

続きまして、54ページの下水道事業特別会計についてでございますが、前年度に比較いたしますと、歳入は164万円の減少で、この主なものは使用料であり、歳出は312万円の減少で、この主なものは業務委託料であります。水洗化率は63.8%で前年度と同率ですが、接続人口は前年度より17人増加しております。水洗化率は下水道経営の重要課題であり、今後ともより一層創意工夫を凝らし、接続利用者、面整備の拡大を図るとともに、施設・設備の充実等、当事業の向上に努めていただきたい。

55ページの農業集落排水事業特別会計についてでございますが、前年度に比較いたしますと、歳入40万円、歳出25万円の増加で、この主なものは歳入では繰入金、歳出では施設修繕料であります。当処理区については、人口が増加するということは見込めず、年々減少傾向にあり、将来的に使用料の減少と施設の老朽化や機器類の耐用年数による修繕・改修経費の増加が必要なので、今後の当事業の方向性を定められ、それに向けての中・長期的な財政計画に基づく効率的かつ適正な維持管理に努めていただきたい。

57ページへ進んでください。

財産に関する調書についてでございますが、財産に関しましては、決算度中の移動等を関係諸帳簿、証書類及び一般会計・特別会計の決算書等により確認し、あわせて関係職員の説明の聴取等により精査をしました。関係財産の種別移動等は意見書に記載のとおりでございます。

58ページの基金の運用状況についてでございますが、国民健康保険高額医療費資金貸付基金については貸付状況により基金の必要性の検討を依頼しており、本年度は100万円減額されました。会計処理及び運用収益については適正に処理されているものと認めます。今後もそれぞ

れ基金目的に即した適切な運用を図り、成果を上げられるよう期待いたします。

以上が決算状況についての概要でございますが、一般会計の決算収支における実質収支においては、歳入歳出差引残額 8 億 4,685 万 8,175 円の形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1 億 7,586 万 7,000 円を差し引き、実質収支は 6 億 7,099 万 1,175 円と黒字決算であり、本年度は歳入の 4.1% となっています。今後も常に財政状況を把握し執行されることを望みます。

特別会計の決算収支における 5 特別会計全体を総括した実質収支においては、歳入歳出差引残額 3 億 739 万 9,311 円の形式収支額が、翌年度へ繰り越すものがございませんので、そのまま実質収支額となります。各特別会計も同様に、全て黒字決算でありました。厳しい財政事情の状況にあり、さらに自助努力による積極的な財源の確保に努められ、健全で安定した財政基盤及び事業運営を図られたい。

一般会計及び特別会計ともに、財政状態はおおむね健全性を維持していると認めます。しかしながら、本年度の一般会計収入における自主財源の基幹をなす市税においては、固定資産税の現年課税分の収納率が、平成 22 年度以降年々下がっております。自主財源の確保に向け、最善の努力をされることを強く望みます。

続きまして、水道事業会計の審査結果に移りますが、水道事業会計決算審査意見書の 16 ページを開いてください。薄いほうでございます。

消費税を除いた損益計算書でございます。営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用等ごらんいただいたとおりで、当年度純利益は 6,385 万 1,243 円という結果になっております。主な工事についてでございますが、本年度も前年度に引き続き配水管拡張・改良工事が進められ、合計 2 億 865 万円で、前年度比 5,842 万円増加となりました。主な工事は、地震災害等の緊急対策の宮田水源地緊急遮断弁設置であります。

3 ページへ戻ってください。

業務実績比較表をごらんください。

業務面におきましては、前年度に比較いたしまして、給水人口 350 人、給水戸数、件数と本年はなっておりますが 189 戸、その他、普及率、有収水量とも増加しておりますが、年間配水量が減少しています。収益につながる有収水量の増加で、有収率は平成 22 年度から年々増加し、本年度も 0.2% 増加しました。

続いて、5 ページから 9 ページでございます。

経営成績、財政状態を判断する各指標の数値は良好であり、当事業は健全な経営がなされていると認められます。水道料金の未収金にありましては、収納に対する努力は認められるものの、過年度繰越分で 435 万円程あり、不納欠損額は 33 万円発生しております。なお一層の徴収率向上に努めていただきたい。現在の経済状況による厳しい財源の現状を踏まえ、今後とも自助努力により独立採算制の経営の原則に立脚した事業運営の推進を図り、漏水防止対策の推進、

老朽化に伴う施設・設備の更新、施設・管路の耐震化など、水道システム全体に対する長期的視野での計画に基づく財政運営をしていただきたい。

このほか、財政健全化審査及び下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計における経営健全化審査につきまして実施しましたところ、財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担率は発生せず、実質公債費比率は3.0%となっており、前年度に比べ0.7ポイント下がりました。

3つの会計における経営健全化判断比率につきましては、資金不足は発生しておりません。

当年度、審査の過程において一部に検討・改善を要すると思われる指摘をいたしました、細部の事項については、その都度関係職員に口頭で要請したところであります。また、決算審査、財政健全化審査等に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は、最終的にはいずれも適正に作成されているものと認めます。ただし、本審査に当たり提出された監査資料については訂正による差しかえが本年度も多く、内部統制の向上を強く望みます。

以上、決算審査の概要と審査意見並びに財政健全化と経営健全化の審査結果につきまして報告させていただきましたが、平成25年度におきましても、まだまだ厳しく不安定な経済が続くのではないかと考えられます。当瑞穂市におかれましても、今後執行される事業等が真に必要なものなのか、いま一度自主財源をもとに中・長期的な視点で見直しされ、優先順位を決め、先送りできるものは先送りする等、健全で良好な行財政運営を強く望みます。

決算審査意見書は、御出席の皆様には瑞穂市の財政状況を執行された主な事業内容と費用等をいま一度御理解いただき、今後の事務事業を執行する上で参考にさせていただきたいと願い、前年度比率も含め作成しております。

先ほど古川議員さんのほうから減収の御報告がございましたけれども、決算認定はもとより、来年度予算承認、ひいては今後の行政運営に当たってもぜひ、有効に御活用いただくよう切に望みます。

監査委員を仰せつかりまして私7年目で、このような場で御報告させていただくのも今回で7回目となりました。その間、監査委員事務局は兼務から独立、本年4月からは3人体制ということになりました。時には大変厳しく指摘をさせていただきましたが、今回の報告にありますように、その指摘を真摯に受けとめていただいた部課におかれましては、その成果が出てきているのではないかと感じております。どうか将来の瑞穂市のためにそれぞれの立場で行動されることを願って、私の御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君）　ありがとうございました。

これで監査委員からの決算審査の意見を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。この後、全協を10時45分から開きたいと思っております。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時52分

- 議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第46号について（質疑・討論・採決）

- 議長（星川睦枝君） 議案第46号人権擁護委員の候補者の推薦については、2名の委員について、議会の意見を求めています。そこで、まず北川けい子君を人権擁護委員候補者に推薦する件の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（星川睦枝君） くまがい議員さん。
- 2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

今回、北川氏と説田氏とお2人別々に採決でございますが、まとめて質疑をさせていただきます。

人権擁護委員の任期、それから現在見える方の期数を教えてください。

先ほど全協で質問いたしました、私の質疑の趣旨がわからない方が見えて、何であんなもん質問するんだというような御意見があったそうですので、質疑の趣旨だけ申し上げさせていただきます。

人事はとても大切だと思っています。瑞穂市で議員になって10年目ですが、自分が市民の立場から、そのときよりは広く見渡せる立場に立ちましていろんな方と接するようになりましたが、やっぱりベテランも大事ですが、若い人材の発掘、この瑞穂市の中で責任のある立場に一人でも多くの方についていただくと、そして瑞穂市全体のことを考えていただく方がどんどん出てきていただけるということを、私はいつも人事のときにここで申し上げていますが、同じ観点から期数を教えてください。そういう趣旨の質疑でございます。失礼いたします。

- 議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。
- 福祉部長（高田 薫君） 今回のお2人の期数と、それ以外の方の期数ということでよろしいでしょうか。

現在、きょうお2人の提案をさせていただいておりますが、北川けい子氏に関しましては現在3期目でございます。1期3年でございます。説田氏に関しましては現在1期目でございます。それと、あとほかの委員さん5名お見えになるんですが、今4期目を迎えていらっしゃる方が1名、2期目を迎えていらっしゃる方が1名、あと3人の方は1期目でございます。以上でございます。

- 議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（星川睦枝君） これで質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

- 議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これより人権擁護委員候補者に北川けい子君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員候補者に北川けい子君を適任とすることに決定しました。

次に、説田豊君を人権擁護委員候補者に推薦する件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより人権擁護委員候補者に説田豊君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員候補者に説田豊君を適任とすることに決定しました。したがって、議案第46号人権擁護委員の候補者の推薦については、それぞれ適任とされました。

- 議長（星川睦枝君） 日程第24、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第169条の規定により提出しております。内容については、平成25年11月8日に、中濃十市議会議長会の主催による議員研修会が郡上市総合文化センターで開催されるため、議員全員を派遣するものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

日程第25 もとす広域連合議会議員の選挙

- 議長（星川睦枝君） 日程第25、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

広瀬武雄君がもとす広域連合議員を辞職したことにより、現在、もとす広域連合議会議員に1人の欠員が生じております。よって、地方自治法第291条の5第1項及びもとす広域連合規約第8条の規定により、もとす広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名選挙で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に、清水治君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、清水治君がもとす広域連合議会議員

に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された清水治君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。ありがとうございました。

延会 午前11時02分

